熊谷市都市農地貸借の認定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成３０年法律第６８号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、自らの耕作の事業の用に供するため都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借権による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者が作成する、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定に関し、法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成３０年政令第２３４号）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成３０年農林水産省令第５４号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）農地　耕作の目的に供される土地をいう。

（２）都市農地　生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。

（３）都市農業　都市農地において行われる耕作の事業をいう。

（４）認定事業者　事業計画につき第４条第１項の認定を受けた者をいう。

（５）認定都市農地　第４条第１項の認定を受けた都市農地をいう。

（６）認定事業計画　第４条第１項の認定を受けた事業計画をいう。

（事業計画の認定の申請）

第３条　事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し

（２）申請者が農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し

（３）申請者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成１４年法律第５２号）第５条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

（４）賃借権等の設定に関する契約書の写し又は契約書の案〔様式例（別紙１）〕

（５）賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書

（６）賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す地図及び公図の写し

（７）その他参考となるべき書類

（事業計画の認定）

第４条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適正なものであるかどうか、法第４条第３項各号に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

２　市長は、前項の申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めるものとする。

３　市長は、前項の規定により補正又は追完を求めた場合において、相当の期間内に補正又は追完がないときは、その申請を却下するものとする。

４　市長は、第１項の審査の結果適当と認めた場合には、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、第１項の審査の結果適当と認められない場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

５　市長は、前項の認定をしたときには、遅滞なく、事業計画認定書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、第４項の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

（認定都市農地の利用状況の報告）

第５条　認定事業者は、当該認定都市農地の利用状況について、認定都市農地利用状況報告書（様式第３号）により、認定都市農地に係る賃借権等の存続期間中、毎年、市長に報告しなければならない。

２　前項の報告期日は、毎事業年度の終了後３月以内とする。ただし、認定事業者が法人以外の個人事業者であり、かつ、事業年度を設けていない場合には、３月３１日とする。

３　第１項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）農地の利用状況が把握できる現況写真

（２）農作業従事者の確保の状況が把握できる資料

（３）認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し（前年度に提出済みで変更がない場合は省略可）

（４）その他参考となるべき書類

４　市長は、第２項の報告期日後３月を経過しても第１項の報告書の提出がない場合には、認定事業者に対し、速やかに当該報告書を提出するよう求めるものとする。

５　市長は、第１項の報告書の提出があった場合は、記載事項及び添付書類の不備について確認し、当該報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地の利用状況の把握が困難と認められるときは、補正又は追完を求めるものとする。

（事業計画の変更の認定の申請等）

第６条　認定事業者は、次の各号のいずれかに該当し、認定事業計画を変更しようとする場合は、事業計画変更認定申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（１）賃借権等の設定を受ける都市農地の変更

（２）認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあっては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が５分の１を超えるものに限る。）

（３）設定を受けた賃借権等の種類、始期又は存続期間の変更

（４）認定都市農地における耕作の事業の内容の変更

（５）前４号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更

２　認定事業者は、前項各号のいずれにも該当しない変更が生じた場合は、その変更後、速やかに事業計画変更届出書（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

３　第１項の規定による認定事業計画の変更の認定については、第４条の規定を準用する。

４　前項の準用に際し、第４条第４項中「認定をしたときには」とあるのは「変更の認定をしたときには」と、「事業計画認定書」とあるのは「事業計画変更認定書」と読み替えるものとする。

５　市長は、第３条第２項第４号又は第６条第２項の規定により、契約書の写しが提出されたときは、認定事業計画の記載内容と一致していない場合及び事業計画の認定の要件を満たしていない場合には、第１項の手続きを認定事業者に求め、また、第８条の事業計画の認定の取消しの手続き等を行うものとする。

（勧告等）

第７条　市長は、認定事業者が次の各号に掲げるいずれか（農業経営組合等にあっては第１号、農作業常時従事者等にあっては同号から第３号までのいずれか）に該当する場合には、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することとする。

（１）認定事業者が、認定事業計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）に従って耕作の事業を行っていないとき。

（２）認定事業者が、認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

（３）認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。

（４）認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。

（５）認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

２　前項の勧告は、勧告書（様式第６号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第８条　市長は、認定事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、農業委員会の決定を経て、第４条第１項の認定を取り消すものとする。

（１）偽りその他不正の手段により、事業計画につき第４条第１項又は第６条第１項の認定を受けたとき。

（２）法又はこの要綱に違反したとき。

（３）前条の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

２　市長は、前項の認定を取り消したときには、遅滞なく、事業計画認定取消通知書（様式第７号）により認定事業者及び認定都市農地の所有者に通知するとともに、第１項の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

（支援措置）

第９条　市長は、法第４条第３項第４号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前

条の規定により認定を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃借権等の設定に関し、あっせんその他の必要な援助を行うものとする。

（賃貸借の解除の届出）

第１０条　法第８条第３項の規定による届出は、都市農地賃貸借解除届（様式第８号）により、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）法第４条第３項第４号に規定する条件が付されている書面

（２）その他参考となるべき書類

３　市長は、第１項の届出書の提出があったときは、次の事項を審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。

（１）届出に係る農地が認定都市農地であるかどうか

（２）賃借権等が認定事業計画に従って設定されたものであるかどうか

（３）賃貸借の解除が第４条第３項第４号に規定する条件に基づき行われるものであるかどうか

（４）認定事業者が認定事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められるかどうか

（５）届出書の記載事項が記載されているかどうか

（６）添付書類が具備されているかどうか

４　市長は、前項の規定により届出を受理又は不受理としたときは、遅滞なく、その旨を受理（不受理）通知書（様式第９号）により当該届出をした者に通知するとともに、その旨を農業委員会に通知するものとする。

（報告及び立入検査）

第１１条　市長は、法第９条の規定に基づき、次の権限を行使することができる。

（１）認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めること。

（２）その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させること。

２　立入検査又は質問をする職員は、様式第１０号の立入検査身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、都市農地の貸借に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年６月５日から施行する。